

買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記 1 の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第 8 条第 4 項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第 1 項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第 2 項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記 2 の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して 6 か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第 64号）第 1 条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第 1 項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和 8 年 7 月 8 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備 考
岩手県奥州市江刺 広瀬字寺沢345番 3 山林 117㎡ (岩手県江刺郡広瀬村字寺沢345番1)	平野 亀良 岩手県江刺郡広瀬村字下沢15番地	
山形県北村山郡大石田町大字駒籠字イカコ548番 2 田 33㎡ (山形県北村山郡亀井田村大字駒籠字イカコ548番2)	星川 佐武 山形県北村山郡亀井田村大字駒込176番地	公共利用計画あり